

行政過程における私人の行為(2)、一事不再理 (百選「I-136」～「I-138」)

問題 001

公務員の退職願撤回が許される期間につき、明文の規定を欠く現行法の下では、一般法理上の見地からこれを決定せざるを得ない。

001 解答：妥当である。(I-136)

問題 002

公務員の退職願について、私法関係よりも組織秩序が重視される公法関係では、特別の事情がない限り撤回は許されない。

002 解答：誤り

退職願は、それ自体で独立に法的意義を有する行為ではないから、これを撤回することは原則として自由であるとした。(I-136)

問題 003

公務員の退職願について、免職辞令の交付前において、無制限に撤回の自由が認められるとすれば、場合により、信義に反する退職願の撤回によって、退職願の提出を前提として進められた爾後の手続がすべて徒労に帰し、個人の恣意により行政秩序が犠牲に供される結果となるので、免職辞令の交付前においても、退職願を撤回することが信義に反すると認められるような特段の事情がある場合には、その撤回は許されない。

003 解答：妥当である。(I - 1 3 6)

問題 004

共同施行の改良事業において、換地計画を定めるにつき所有権等の権利を有するすべての者の同意を得なければならないとした法意は、共同施行の改良事業にあつては、施行者の組織する団体が任意団体であり、しかも、その施行に係る土地改良事業が土地改良区を設立するまでもない簡易かつ小規模なものであつて、その公共性も稀薄であるところから、所有権等の権利を有するすべての者の保護を第一義とし、その全員の同意がない限り、換地計画を定めることができないものとしたことにあるというべきである。

004 解答：妥当である。(I - 1 3 7)

問題 005

土地改良事業の換地計画について、所有権等の権利を有するすべての者は、合理的な正当事由の存しない限り右換地計画に同意義務が生ずるものと解するのが相当である。

005 解答：誤り

同意を義務づける実定法上の根拠がない以上、換地計画に同意すべき法律上の義務を負うことはないとした。

(I - 1 3 7)

問題 006

土地改良事業の施行認可を申請するには、換地計画を定める必要があるものであるときはその換地計画の要領を定め、所有権等の権利を有するすべての者の同意を得なければならないのであるから、事業認可申請への同意をもって、右換地計画に同意する旨の意思が黙示的に含まれていたと解するのが相当である。

006 解答：誤り

そのように解することはできないとした。(I - 1 3 7)

問題 007

地方自治法 242 条 1 項の規定による住民監査請求について、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。

007 解答：妥当である。(I - 1 3 8)

問題 008

地方自治法 242 条 1 項の規定による住民監査請求について、主張する違法事由が異なる場合は、その違法事由が異なるごとに監査請求を別個のものとして監査請求をすることができる。

008 解答：誤り

主張する違法事由が異なるごとに監査請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないといわざるを得ないとした。(I - 1 3 8)